

セラミド研究会会則

第1条(名称と所在地)

本会は、「セラミド研究会」と称する。

英文名は、Japanese society for ceramides (JSC)とする。

2. 本会の所在地は原則として会長の所属する研究室とし、その具体的な住所は別途細則に定める。

第2条(目的)

本会はセラミドやセラミド関連脂質(セラミドが修飾された化合物や代謝産物も含む)に関する研究及びその国際的な普及を図ることを目的とする。

第3条(事業)

本会はその目的を達するために学術集会を年に1回以上開催する。学術集会では、セラミドやセラミド関連脂質に関する研究の発表および討議、情報交換を行う。その他として、本会の目的達成に必要な事業を行なう。

第4条(会員)

本会の会員は本会の目的に賛同し、所定の手続を行なった個人会員、学生会員、法人会員、名誉会員をもって構成する。学術集会での研究発表者は、個人会員または学生会員に限る。

第5条(会費)

本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入を以てこれにあてる。会費については、別途細則に定める。

第6条(役員)

1. 本会に次の役員を置く。その任期は2年とし、再任をさまたげない。

会長 1名

副会長 1～2名

運営委員 10名程度

2. 会長は、本会を代表し、役員会ならびに総会では議長を務める。副会長は、会長の職務を補佐し、その必要のある場合には、会長の職務を代行する。会長および副会長は、役員の互選により、推挙され、役員会の決議により選任される。

3. 運営委員は役員が推挙し、役員会の決議により選任される。運営委員は本会の活動を補佐する。

4. 会計監査1～2名を運営委員の中から選任する。会計監査の任期は2年とし、再任することはできない。

5. 役員は役員会を構成し、学術集会をはじめとする本会の運営方針を立案し、これを推進する。

6. 会長は、本会の運営に必要な庶務、会計、広報などの作業を適切な会員または専門業者に委嘱することができる。

7. 役員の交代時期は原則として年度はじめとする。

第7条(総会)

本会の総会は学術集会の期間中に原則として開催し、会務の報告、会則の改正などを行う。その他、会務の立案、執行などに関する事項を決定する。

第8条(会計年度)

本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月の1ヵ年とする。

第9条(会計監査)

会計監査担当者が会計年度ごとに会計監査を実施する。

第10条(会則の改正)

本会則の改正は総会の決議によるものとする。細則は、役員会の決議により立案・改正することができる。

第11条(総会の決議)

総会に諮られた議題は総会に参加した会員の過半数の賛成をもって承認される。

第12条(役員会の決議)

役員会に諮られた議題は役員会に参加した者の過半数の賛成をもって承認される。

細則

第1条

本会の運営に必要な事項は、この細則に定める。

第2条(所在地)

本会の所在地は、令和4年4月1日以降、木原会長の主宰する研究室の所在地である以下の住所に定める。

〒060-0812 札幌市北区北12条西6丁目北海道大学 薬学研究院 生化学研究室

Laboratory of Biochemistry, Faculty of Pharmaceutical Sciences, Hokkaido University, Kita 12-jo, Nishi 6-chome, Kita-ku, Sapporo 060-0812, Japan

第3条(年会費)

会則第5条に定める本会の年会費は次の通りとする。

個人会員	5,000円
法人会員(1口)	50,000円
学生会員	無料*

*学生会員となるには指導教員の推薦を必要とする。また、資格は1年限りとし、継続できない。但し、再入会はさまたげない。

第4条(学術集会参加費)

本会の学術集会の参加費は、係る予定費用の概算を考慮して次の金額を超えない範囲で年度ごとに会長と副会長とが合議して決定する。

個人会員	8,000円
法人会員の無料枠超過参加者	8,000円
学生会員	3,000円
非会員	15,000円

第5条(学術集会実行委員長)

1. 学術集会を開催するにあたり、実行委員長を役員会で決定する。
2. 実行委員長は学術集会の開催地・期日を決定し、運営と情報交換会に関する責務を有する。

第6条(名誉会員)

1. 名誉会員(名誉会長を含む)は、本会に対し特に功労のあった者を役員が役員会に推薦し、役員会が承認することで選出される。名誉会員(名誉会長)は、年会費および学術集会の参加費等を免除する。
2. 名誉会長は会長経験者に限る。名誉会長は役員会にオブザーバーとして参加することができる。

第7条(除名)

1. 年会費を二年間未払いであった者、または、本会の名誉や活動を著しく損なったと役員全員が認める会員を会長は除名することができる。
2. 除名の原因が解消されたと役員会が議決する場合は、除名者の会員への復帰を認める。

第8条(会計と会計監査)

1. 本会の活動に必要な資金の収支は、原則、本会の銀行口座を介して行い、本口座通帳の日常管理は会長もしくは会長から委嘱された会計担当者が行う。
2. 会計監査では、本会の収入および支出の証明となる書類および銀行口座の収支を調査して齟齬のないことを確認する。監査結果は総会で報告し、承認を得る。

第9条(総会の決議)

総会に参加した会員とは、現地もしくはオンラインで総会に参加した会員を意味する。

第10条(役員会の決議)

役員会に参加した役員とは、現地もしくはオンラインで役員会に参加した役員を意味する。ただし、役員会が決議すべき議題についてメールでの審議および決議も認める。

第11条(議事録)

会長もしくは会長から委嘱された会員は総会および役員会の議事録を作成する。

※この会則は、平成20年4月1日より適用する。

(平成31年4月1日、令和3年4月1日、令和4年5月12日、令和6年9月20日、令和7年9月16日、改定)